

○檜葉町薬局業務運営プロポーザル実施要綱

(令和元年 10 月 1 日訓令第 26 号)

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、薬局業務運営を委託する者を公募型プロポーザル方式により選定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、プロポーザルとは、檜葉町が薬局業務運営に係る実施体制、実施方針及びその他の業務に関する事項についての提案（以下「提案」という。）を受け、その内容を評価し、業務に最も適した者を選定することをいう。

(参加資格)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 租税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

(提案の方法等)

第 4 条 提案事業者（以下「事業者」という。）は、プロポーザルに参加するときは、薬局業務運営希望者募集要領の内容を踏まえて、企画提案書及びその他必要な書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出を行った事業者は、同項の書類を基に提案を行うものとする。

(委員会の設置)

第 5 条 提案の内容を審査し、事業者を厳正かつ公平に選定するため、薬局業務運営事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 6 条 委員会は、別表に掲げる職で構成し、町長が任命する。

2 委員の任期は、第 9 条の規定による報告を行う日までとする。

(委員長)

第 7 条 委員会に委員長 1 人を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、全委員の半数以上をもって成立とする。

2 会議の議長は、委員長とする。

(結果の報告)

第9条 委員会は、提案の内容に基づいて厳正かつ公平に業務に最も適した者を選定し、その結果を町長に報告する。

(受託事業者の決定)

第10条 町長は、前条に規定する選定の結果に基づき委託事業者を決定する。この場合において、町長は、当該決定の内容について書面により通知するものとする。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は、住民福祉課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第6条関係)

総務課長
住民福祉課長
新産業創造室長
福島県保健福祉部薬務課長